

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年11月1日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤原孝寿

記

1 手続番号

- (1) 第4103-2024-0007号
- (2) 第4103-2024-0008号
- (3) 第4103-2024-0025号
- (4) 第4103-2024-0028号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 大館市外川原字上屋布28番
- (2) 大館市外川原字兔沢16番
- (3) 大館市早口字深沢上岱6番
- (4) 大館市早口字廉の沢18番

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年11月1日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤原孝寿

記

1 手続番号

- (1) 第4103-2024-0011号
- (2) 第4103-2024-0012号
- (3) 第4103-2024-0013号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 大館市葛原字下柳生1番1
- (2) 大館市葛原字下柳生4番1
- (3) 大館市葛原字下柳生9番1